

# ○国立大学法人上越教育大学の東日本大震災に関する支援活動方針

(平成23年6月21日学長裁定)

国立大学法人上越教育大学災害支援室（以下「災害支援室」という。）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災に関する支援活動について、関係委員会等と調整し、国立大学法人上越教育大学における地震等による大規模災害に伴う被災地等への支援活動指針（平成16年11月10日学長裁定）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

## 1 対象とする支援活動

災害支援室は、小学校及び中学校等からの支援要請（児童・生徒等の学習支援及び学校教育活動の復興支援等）に基づき、全学構成員をもって災害支援組織を編成し、次のとおり支援活動に当たる。

### (1) 第1段階

当面は、東日本大震災に伴い避難している新潟県等に居住する児童・生徒等への学習支援等を対象とする。

### (2) 第2段階

東日本大震災に伴う被災地の安全が確認できた後、被災地に所在する小学校及び中学校等の支援を行うこととする。なお、支援に当たっては、安全確保を大前提とし、支援先の現場状況等に応じて速やかに活動中止等の措置を講じるものとする。

## 2 支援活動に伴う措置等

### (1) 学生の修学上の取扱い

① 支援活動のため授業に出席できなかった場合は欠席扱いとせず、補講、追試又はレポート等により補償する。

② 学生は、支援活動を学部授業科目「ボランティア体験」の履修時間の一部として申請することができる。

### (2) 教職員は、職務として取り扱う。

## 3 旅費等

(1) 学生ボランティアの支援場所までの旅費は、原則、個人負担とする。

(2) 教職員は、出張扱いとする。

## 4 保険の加入

大学は、学生ボランティアの支援活動中における事故等に対応した保険に加入するものとする。

## 5 支援活動期間

(1) 授業期間中における学生ボランティアの支援活動の期間は、前・後期各2週間以内とする。なお、教育実習期間中のボランティア活動は、認めない。

(2) 教職員の活動期間は、業務に支障のない範囲内とする。

## 6 申込窓口

学生ボランティアの申込窓口は、学生支援課とし、教職員の申込窓口は、総務課とする。

## 7 支援内容の公表

災害支援室が行う支援活動は、「東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト」及び本学公式ホームページに掲載する。

## 8 その他

災害支援室が行う支援活動以外で、学生及び教職員が個々にボランティア活動を行う場合の取扱いは、次の表のとおりとする。

区 分	学 生	教職員
届出先	・ 学生支援課	・ 総務課
ボランティア活動保険への加入	・ 加入を義務づける。 ・ 保険料は個人負担	・ 加入を義務づける。 ・ 保険料は個人負担
修学上の取扱い	・ 第2項第1号の学生ボランティアの修学上の取扱いに準ずる。	_____
サービス上の取扱い	_____	・ ボランティア休暇又は年次有給休暇を取得
活動期間	・ 第5項の支援活動期間に準ずる。	・ 第5項の支援活動期間に準ずる。

### 付 記

この方針は、平成23年6月21日から実施する。